

ガス受託製造約款

2023年 7月 1日 実施

関西電力株式会社

ガス受託製造約款 目次

I 総 則

1 約款の適用	1
2 約款の届出および変更	1
3 用語の定義	1
4 実施細目	3

II 基本事項および情報公開

5 対象となる LNG 基地	4
6 基本事項	4
7 情報公開	5

III ガス受託製造に関する申込み

8 ガス受託製造検討の申込み	7
9 ガス受託製造検討結果の通知	7
10 ガス受託製造検討料	8
11 ガス受託製造契約の申込み	9
12 ガス受託製造契約申込み後の協議事項	9
13 契約の成立および契約期間	10
14 ガス受託製造契約の単位	10
15 ガス受託製造の開始	11

IV 料金その他

16 料 金	12
17 その他費用負担	17

V 料金その他の算定および支払い

18	料金の適用開始の時期	18
19	料金の算定期間等	18
20	LNG およびガスの計量に関する事項	18
21	支払義務の発生および支払期日	19
22	料金その他の支払方法	20
23	保証金	20

VI ガス受託製造の実施

24	ガス受託製造の実施	21
25	ガス受託製造等の制限または中止	21
26	ガス受託製造等の制限または中止の解除	22
27	損害賠償の免責	23
28	損害の賠償	23

VII 契約の変更および終了

29	契約の期間満了，更新，変更および解約	24
30	権利譲渡等の禁止	26

VIII 工事費の負担

31	設備工事費の負担	27
----	----------	----

IX 保安

32	保安	28
33	危険負担	28

X 情報の取扱い

34	情報の取扱い	29
----	--------	----

XI 申込みおよび問い合わせ窓口

35 ガス受託製造の申込みおよび問い合わせ窓口…………… 30

附 則…………… 32

別 表…………… 33

I 総 則

1 約款の適用

関西電力株式会社（以下「当社」といいます。）が、ガス事業法第 89 条第 1 項に定めるガス受託製造を行なう場合の料金およびその他の条件は、このガス受託製造約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款においてガス受託製造とは、当社がガス受託製造依頼者の委託を受け、ガス受託製造依頼者の LNG を原料として、当社の LNG 基地を用いた受入、貯蔵、気化、加工により、ガスの製造を行ない、払出地点において一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者が維持し、運用するガス導管に託送供給の用に供するためのガスを払い出すことをいいます。

2 約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第 89 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、事前の予告なく、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金およびその他の条件は、変更後のガス受託製造約款によります。

3 用語の定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 「LNG 基地」とは、当社が維持および運用する、ガスの製造に必要な一連の設備をいいます。
- (2) 「ガス受託製造依頼者」とは、この約款にもとづいて当社とガス受託製造契約を締結する者（ガス受託製造検討の申込みをする者および契約の申込みをする者を含みます。）をいいます。
- (3) 「受入」とは、ガス受託製造依頼者と当社との間の合意にもとづき、当社が受入

地点において、LNG 船よりガス受託製造依頼者の LNG を荷揚げし、LNG タンクへ移送することをいいます。

- (4) 「貯蔵」とは、当社が、受入した LNG を気化するまでの間、LNG 基地の LNG タンク内において留め置くことをいいます。
- (5) 「気化」とは、当社が、貯蔵した LNG を取り出しガス化させることをいいます。
- (6) 「加工」とは、当社が、気化したガスを、熱量調整および付臭を行ない、払出地点において払い出すことをいいます。
- (7) 「受入地点」とは、当社が LNG 基地の棧橋において LNG 船よりガス受託製造依頼者の LNG を受け入れる地点 (LNG 船側のマニホールドと LNG 基地側のアンローディングアームを接続するフランジの結合部) をいいます。
- (8) 「払出地点」とは、当社が LNG 基地よりガス受託製造依頼者にガスを払い出す地点 (LNG 基地と、一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者が維持し、運用するガス導管との接続箇所) をいいます。なお、払出地点は受入地点と同一の LNG 基地内といたします。
- (9) 「契約時間最大気化量」とは、年次契約の契約期間にわたり、毎時 0 分を起点とする 1 時間ごとの気化量の上限値をいいます。
- (10) 「契約時間最大払出量」とは、年次契約の契約期間にわたり、毎時 0 分を起点とする 1 時間ごとの払出量の上限値をいいます。
- (11) 「受入量」とは、受入する LNG の量をいいます。
- (12) 「貯蔵量」とは、貯蔵する LNG の量をいいます。
- (13) 「気化量」とは、気化するガスの量をいいます。
- (14) 「払出量」とは、加工するガスの量をいいます。
- (15) 「受入計画」とは、受入する LNG の量等の計画をいいます。
- (16) 「貯蔵計画」とは、貯蔵する LNG の量等の計画をいいます。
- (17) 「払出計画」とは、加工するガスの量等の計画をいいます。
- (18) 「ガス受託製造契約」とは、ガス受託製造について、当社とガス受託製造依頼者との間で締結する基本契約および年次契約をいいます。
- (19) 「基本契約」とは、この約款にもとづき、年次契約に定める事項を除き、当社と

ガス受託製造依頼者との間で締結するガス受託製造にかかわる事項を定める契約をいいます。

(20) 「年次契約」とは、この約款および基本契約にもとづき、当社とガス受託製造依頼者との間で締結するガス受託製造に関する詳細事項を定める 1 年度を単位とする各年次の契約をいいます。

(21) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項はそのつど、ガス受託製造依頼者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 基本事項および情報公開

5 対象となる LNG 基地

この約款の対象となる LNG 基地は、次のとおりといたします。

名 称	所 在
姫路 LNG 基地	兵庫県姫路市白浜町字常盤
堺港発電所 および堺 LNG センター	大阪府堺市西区築港新町 1 丁 2 および大阪府堺市西区築港新町 3 丁 1 番地 10

6 基本事項

当社がこの約款にもとづいてガス受託製造依頼者のガス受託製造を引き受けるにあたって、ガス受託製造依頼者は以下の基本事項すべてに承諾していただきます。

- (1) 当社が実施するガス受託製造の範囲は、定期修繕等を考慮した LNG 基地の各設備の能力から、当社が自らの事業を行なううえで必要とする能力（リスク対応等に必要とする能力を含みます。）を差し引いた範囲（以下「余力」といいます。）内であること。
- (2) ガス受託製造依頼者は、入船日等について当社と協議を行なったうえで、当社が定めた年間の受入計画、貯蔵計画および払出計画（以下「年間計画」といいます。）に合意すること。また、年間計画の変更が生じた場合は、入船日等について当社と協議を行なったうえで、当社が定めた変更後の年間計画に合意すること。
- (3) ガス受託製造依頼者は、入船日の変更について当社から申し入れがあった場合、当社と協議を行なったうえで、当社の求める入船日の変更に応じること。
- (4) 年間計画（(2)により変更した場合は、変更後の計画といたします。）にもとづき、ガス受託製造依頼者が、当該計画に定めた量、発熱量および成分比率等（以下「性状」といいます。）の LNG を安定的に調達および配船し、かつ当該計画に定めた量のガスを安定的に引き取ること。

- (5) ガス受託製造依頼者は、LNG 基地に持ち込む LNG の性状を、別表 1（受入可能と見込まれる LNG の品質）に定める LNG の品質に適合させること。
- (6) 関係機関等との調整（LNG 船の入出港や荷役に必要な手続き、官庁申請等の一切の手配等）が必要な場合は、ガス受託製造依頼者は、当社の意見にしたがい当該関係機関等と調整を行ない、承諾を得ること。また、当該調整を当社が行なう場合には、当該調整に協力をする事。
- (7) ガス受託製造依頼者が使用する LNG 船は、LNG 基地の設備仕様等に適合し、LNG 基地における着離棧および荷役が安全かつ円滑に実施できること。
- (8) 保安上または当社の事業の遂行上、必要な場合は、ガス受託製造依頼者は、当社の協力要請（ガス受託製造等の制限または中止を含みます。）に応じて迅速かつ確実に対応すること。
- (9) 貯蔵においては、ガス受託製造依頼者、当社および他のガス受託製造依頼者が LNG タンクの容量を共有し、運用するものであること。
- (10) 当社が、一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者からの調整指令（託送供給の制限または中止を含みます。）にしたがって払出量を増減した場合、当該増減に応じた量は、調整指令期間における当社およびガス受託製造依頼者の払出量の割合によって按分すること。また、ガス受託製造依頼者は、按分された当該増減に応じた量に対して、これにともなう LNG の調達等を行なうこと。
- (11) ガス受託製造依頼者と一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者との間の託送供給契約にもとづき生じた費用については、ガス受託製造依頼者が負担するものとし、当社はその責めを負わないものとする事。
- (12) その他、当社およびその委託先の事業遂行上必要な条件を満たすこと。

7 情報公開

- (1) 当社は、LNG 基地の貯蔵およびガスの製造の余力の見通し、LNG 基地に受け入れ可能な船舶の種類および船型、受入可能と見込まれる LNG の品質、ならびに配船計画の策定スケジュールの見通しについて、原則として毎年度の 5 月末までに当社のホームページを介して公表いたします。なお、LNG 基地の設備増強等にとりま

い、受け入れ可能な船型、貯蔵またはガスの製造の余力等に大幅な変更があった場合は、公表内容を更新いたします。

- (2) (1)以外の当社が必要と判断した詳細情報（ガス受託製造検討結果を含みます。）は、ガス受託製造検討の申込み後に、当社が定める守秘義務契約を締結した場合にガス受託製造依頼者へ提供いたします。

Ⅲ ガス受託製造に関する申込み

8 ガス受託製造検討の申込み

ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造契約の申込みに先だち、あらかじめこの約款を承認のうえ、原則として希望するガス受託製造の開始日の属する年度の前年度の5月末までに、以下の事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、(4)および(5)については、申込時点で最終確定していない項目がある場合には、当該時点で考えられうる想定でも可とします。

なお、ガス受託製造検討の申込みは、原則として1ガス受託製造条件につき1検討といたします。

- (1) ガス受託製造依頼者に関する情報（法人名、代表者名、本社所在地、担当者連絡先等）
- (2) 利用を希望する LNG 基地
- (3) ガス受託製造の開始日および終了日
- (4) 使用する LNG 船の仕様、主要項目（船名、船型、タンク形式、荷役設備、係留設備等の船陸整合確認に必要な情報）
- (5) LNG の性状および産地
- (6) ガス受託製造を希望する期間における日ごとの受入計画、貯蔵計画および払出計画（1回ごとの受入量を含みます。）なお、想定値でも可とします。
- (7) ガス受託製造を希望する期間における月ごと、日ごとおよび1時間ごとの最大気化量および最大払出量
- (8) その他、当社がガス受託製造検討を行なううえで必要とする事項

9 ガス受託製造検討結果の通知

- (1) 当社は、ガス受託製造の開始日の属する年度の前年度の5月末までに受け付けたガス受託製造検討の申込みは、7（情報公開）(1)で公表した配船計画のおおよその策定スケジュールと並行した配船協議が可能となるよう、原則として当該前年

度の 6 月末までに、ガス受託製造検討結果をガス受託製造依頼者に通知いたします。

なお、これ以外の申込みの場合には、次のとおり取り扱います。

イ ガス受託製造の開始日の属する年度の前年度の 6 月以降 9 月末までに受け付けたガス受託製造検討の申込みについては、原則として当該前年度の 12 月末までに、ガス受託製造検討結果をガス受託製造依頼者に通知いたします。

ロ ガス受託製造の開始日の属する年度の前年度の 10 月以降に受け付けたガス受託製造検討の申込みについては、原則として受付日から 3 月以内に、ガス受託製造検討結果をガス受託製造依頼者に通知いたします。

- (2) 当社は、ガス受託製造依頼者のガス受託製造が可能な場合は、ガス受託製造料金等の概算金額、入船日の目安等をあわせて通知いたします。なお、ガス受託製造料金の目安については、守秘義務契約締結後速やかに通知いたします。
- (3) 当社は、8（ガス受託製造検討の申込み）の事項が揃わない場合またはガス受託製造について当社が可否を判断することが困難である場合、ガス受託製造を条件付きで可能とする場合があります。なお、条件付きで可能とした場合は、当社は(2)の概算金額を通知できないことがあります。
- (4) 当社は、検討の結果およびガス受託製造依頼者の料金その他の当社に対する債務の履行状況等により、ガス受託製造検討の申込みをお断りする場合は、その理由をあわせて通知いたします。
- (5) 当社は、やむを得ず(1)に定める期間をこえてガス受託製造検討の期間が必要な場合は、あらかじめガス受託製造依頼者に対して予想される検討期間を通知いたします。

10 ガス受託製造検討料

当社は、1 検討につき、当社が行なうガス受託製造検討に要する費用の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額をガス受託製造検討料として、ガス受託製造検討の申込み時にガス受託製造依頼者から申し受けます。また、当初もらい受けた費用よりも多額の費用を要する場合には、その作業（以下「追加受入検討」といいます。）

に着手する前にガス受託製造依頼者に通知します。この場合、当社は、追加受入検討に要する費用に消費税等相当額を加えた金額を追加検討着手前に申し受け、追加受入検討終了後、実績にもとづきすみやかに精算することといたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

11 ガス受託製造契約の申込み

ガス受託製造契約の申込みは、次のとおりといたします。

- (1) ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造を当社が可能とした場合は、当社が通知したガス受託製造検討結果にもとづき、原則として当社がガス受託製造検討結果を通知した日から1月以内に、当社所定の様式により、ガス受託製造契約を申込みことができます。
- (2) ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造を当社が条件付きで可能とした場合は、当社が通知したガス受託製造検討結果にもとづき、当該条件の範囲において、原則として当社がガス受託製造検討結果を通知した日から1月以内に、当社所定の様式により、ガス受託製造契約を申込みことができます。

12 ガス受託製造契約申込み後の協議事項

ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造契約の申込みを行なった場合、8(ガス受託製造検討の申込み)(1)～(8)に記載の事項のうち、ガス受託製造検討の申込み時に明らかにしていなかった事項を明らかにした上で、以下の事項について当社と協議を行なっていただきます。

- (1) 契約期間に関する事項
- (2) 受入、貯蔵、気化、加工に関する事項
 - イ 受入計画、貯蔵計画および払出計画に関する事項
 - ロ 荷役関係会社と実施する安全かつ円滑な荷役に関する事項
 - ハ 資産管理に関する事項
 - ニ 保安管理体制に関する事項
 - ホ 熱量調整に関する事項

- (3) ボイル・オフ・ガスの処理および引き取りに関する事項
- (4) LNG 在庫の貸借および売買に関する事項
- (5) 料金および支払いに関する事項
- (6) 契約の期間満了，更新，変更および解約に関する事項
- (7) 債権等の譲渡に関する事項
- (8) その他，ガス受託製造契約に記載すべき事項

13 契約の締結および契約期間

- (1) ガス受託製造契約申込み後，当社は，ガス受託製造依頼者との間で，12（ガス受託製造契約申込み後の協議事項）に定める事項について協議を行い，基本契約および年次契約を締結いたします。ただし，ガス受託製造依頼者が希望する契約期間が長期にわたる場合において当社が当該期間における余力を見通すことが困難であるときは，当社は，契約期間の見直しを求めることや，ガス受託製造契約の申込みをお断りすることがあります。
- (2) 基本契約の契約期間は，基本契約締結日からガス受託製造依頼者と当社が合意したガス受託製造実施期間の属する年の3月31日までといたします。年次契約の契約期間は，ガス受託製造依頼者と当社が合意したガス受託製造実施期間の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間といたします。ただし，基本契約の契約期間の最初の年に限り，ガス受託製造の開始日が4月1日でない場合は，当該開始日から次の3月31日までの1年に満たない契約期間とすることができます。
- (3) ガス受託製造依頼者は，年次契約の契約期間が終了する年度の7月末までに，次年度の年次契約に必要な事項を書面にて当社に提出していただきます。その後，ガス受託製造依頼者は，ガス受託製造に関する事項について当社と協議を行ない，次年度の年次契約を締結していただきます。なお，この場合の協議する事項については，別途，基本契約で定めることといたします。

14 ガス受託製造契約の単位

当社は、1 ガス受託製造依頼者について、1 基本契約を結びます。また、1 ガス受託製造依頼者に対して、1LNG 基地につき、原則として1年次契約を結びます。

15 ガス受託製造の開始

- (1) 当社は、ガス受託製造の開始日にガス受託製造を開始いたします。
- (2) 当社は、天候等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めたガス受託製造の開始日にガス受託製造ができないことが明らかになった場合には、その理由をガス受託製造依頼者にお知らせし、あらためてガス受託製造依頼者と協議のうえ、ガス受託製造の開始日を定めてガス受託製造を開始いたします。

IV 料 金 そ の 他

16 料 金

料金は、次のとおりといたします。

(1) ガス受託製造料金

当社は、年次契約にもとづき、19（料金の算定期間等）に規定する算定期間ごとに、以下の算式により算定したガス受託製造料金に消費税等相当額を加えた金額を、ガス受託製造依頼者から申し受けます。

$$\text{ガス受託製造料金（円）} = \text{基本料金（円）} + \text{従量料金（円）}$$

なお、基本料金および従量料金は、ガス受託製造依頼者の利用形態にあわせ、下表に規定した各区分の指標に、当該指標ごとの料金単価を適用して算定いたします。ただし、当社は、原則として、区分ごとの料金は開示いたしません。

区 分	指 標	
	基本料金	従量料金
受 入	契約期間 LNG 船受け入れ回数 の月平均値 (年次契約の計画値)	LNG 船受け入れ回数 (実績値)
貯 蔵	契約期間貯蔵量の月平均値* (年次契約の計画値)	—
気 化	契約時間最大気化量	気 化 量 (実績値)
加 工	契約時間最大払出量	払 出 量 (実績値)

*ただし、当社の責めに帰すべき事由による配船調整およびそれに伴うLNGの貸借によって貯蔵量が増加したときは、当該増加分の貯蔵料金はもらい受けません。

(2) 補償料

ガス受託製造依頼者は、当社の責めに帰さない事由により、イからチに該当する場合は、各々の補償料に消費税等相当額を加えた金額を当社に支払うものとしたします。

イ 中途解約補償料

ガス受託製造依頼者は、基本契約が解約となった場合は、次の算式により算定した中途解約補償料を当社に支払うものとしたします。

(イ) 基本契約の最初の年の年次契約締結前の場合

$$\begin{aligned} \text{中途解約補償料 (円)} &= \text{基本契約で定めた基本契約の最初の年のガス} \\ &\quad \text{受託製造料金の概算金額の基本料金相当額} \\ &\quad (\text{円/月}) \times 12 (\text{月}) \end{aligned}$$

(ロ) 基本契約の最初の年の年次契約締結後の場合

$$\begin{aligned} \text{中途解約補償料 (円)} &= \text{解約時点での受入・貯蔵基本料金相当額 (円} \\ &\quad \text{/月)} \times \text{解約となった日の属する月の翌月から} \\ &\quad \text{年次契約の契約期間の満了日までの契約残存} \\ &\quad \text{月数 (月)} \\ &+ \text{解約時点での気化・加工基本料金相当額 (円} \\ &\quad \text{/月)} * \times \text{解約となった日の属する月の翌月} \\ &\quad \text{から基本契約の契約期間の満了日までの契約} \\ &\quad \text{残存月数 (月)} \end{aligned}$$

*年次契約締結前の場合、基本契約で定めた当該期間におけるガス受託製造料金の概算金額の基本料金相当額(円/月)を適用します。

なお、当社は、解約により、中途解約補償料以外に別途、当社に損失が出る場合は、当該損失金額をガス受託製造依頼者に請求することがあります。

ロ 契約時間最大気化量超過補償料

ガス受託製造依頼者は、年次契約の算定期間における1時間ごとの気化量の最大値が契約時間最大気化量を上回った場合は、次の算式により算定した契約時間最大気化量超過補償料を当社に支払うものとしたします。

なお、契約時間最大気化量超過補償料は、年次契約の過去の算定期間において契約時間最大気化量超過補償料が発生している場合は、当月の契約時間最大気化量超過補償料が、過去の契約時間最大気化量超過補償料の最高額をこえている場合に限り、当該超過額のみを当社に支払うものとしたします。

$$\begin{aligned} \text{契約時間最大気化量超過補償料 (円)} &= \text{気化基本料金単価相当額 (円} \\ &\quad / (\text{t/h}) / \text{月)} \times \text{契約時間最大} \\ &\quad \text{気化量超過量 (t/h)} * \times \text{年} \\ &\quad \text{次契約の契約期間の月数 (月)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} * \text{契約時間最大気化量超過量 (t/h)} &= \text{年次契約の算定期間における 1 時間} \\ &\quad \text{ごとの気化量の最大値 (t/h)} - \text{契} \\ &\quad \text{約時間最大気化量 (t/h)} \end{aligned}$$

ハ 契約時間最大払出量超過補償料

ガス受託製造依頼者は、年次契約の算定期間における 1 時間ごとの払出量の最大値が契約時間最大払出量を上回った場合は、次の算式により算定した契約時間最大払出量超過補償料を当社に支払うものとしたします。

なお、契約時間最大払出量超過補償料は、年次契約の過去の算定期間において契約時間最大払出量超過補償料が発生している場合は、当月の契約時間最大払出量超過補償料が、過去の契約時間最大払出量超過補償料の最高額をこえている場合に限り、当該超過額のみを当社に支払うものとしたします。

$$\begin{aligned} \text{契約時間最大払出量超過補償料 (円)} &= \text{加工基本料金単価相当額 (円/ (m}^3/\text{h)} \\ &\quad / \text{月)} \times \text{契約時間最大払出量超過量} \\ &\quad \text{(m}^3/\text{h)} * \times \text{年次契約の契約期間の} \\ &\quad \text{月数 (月)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} * \text{契約時間最大払出量超過量 (m}^3/\text{h)} &= \text{年次契約の算定期間における 1 時} \\ &\quad \text{間ごとの払出量の最大値 (m}^3/\text{h)} - \\ &\quad \text{契約時間最大払出量 (m}^3/\text{h)} \end{aligned}$$

ニ 計画 LNG 船受け入れ回数超過補償料

ガス受託製造依頼者は、年次契約の契約期間における実績 LNG 船受け入れ回

数が、計画 LNG 船受け入れ回数を上回った場合は、次の算式により算定した計画 LNG 船受け入れ回数超過補償料を当社に支払うものとしたします。

$$\text{計画 LNG 船受け入れ回数超過補償料 (円)} = \text{受入基本料金単価相当額 (円 / 回)} \times \text{計画 LNG 船受け入れ回数超過量 (回)} *$$

$$* \text{計画 LNG 船受け入れ回数超過量 (回)} = \text{年次契約の契約期間における実績 LNG 船受け入れ回数 (回)} - \text{年次契約の契約期間における計画 LNG 船受け入れ回数 (回)}$$

ホ 計画貯蔵量超過補償料

ガス受託製造依頼者は、年次契約の契約期間における実績貯蔵量の合計値が、計画貯蔵量の合計値を上回った場合は、次の算式により算定した計画貯蔵量超過補償料を当社に支払うものとしたします。

$$\text{計画貯蔵量超過補償料 (円)} = \text{貯蔵基本料金単価相当額 (円 / (t \cdot \text{日}))} \times \text{計画貯蔵量超過量 (t \cdot \text{日})} *$$

$$* \text{計画貯蔵量超過量 (t \cdot \text{日})} = \text{年次契約の契約期間における実績貯蔵量の合計値 (t \cdot \text{日})} - \text{年次契約の契約期間における計画貯蔵量の合計値 (t \cdot \text{日})}$$

ヘ 受払計画乖離補償料

ガス受託製造依頼者は、年次契約の算定期間ごとの実績受入量および実績払出量が、年次契約の計画受入量および計画払出量から乖離許容率をこえて乖離した場合、次の算式により算定した補償料を当社に支払うものとしたします。
なお、乖離許容率は、別途、年次契約に定めます。

(イ) 実績受入量が、計画受入量から乖離許容率をこえて乖離した場合

$$\text{受入計画乖離補償料 (円)} = \text{乖離した量 (t)} * \times \text{LNG の価格 (円/t)} \times 30 \text{ パーセント}$$

$$* \text{乖離した量 (t)} = | \text{年次契約の実績受入量 (t)} - \text{年次契約の計画受入量 (t)} \times \text{乖離許容率} |$$

(ロ) 実績払出量が、計画払出量から乖離許容率をこえて乖離した場合

$$\text{払出計画乖離補償料 (円)} = \text{乖離した量 (m}^3\text{)} * \times \text{LNG 等の価格 (円 /m}^3\text{)} \times 30 \text{ パーセント}$$

$$* \text{乖離した量 (m}^3\text{)} = | \text{年次契約の実績払出量 (m}^3\text{)} - \text{年次契約の計画払出量 (m}^3\text{)} | \times \text{乖離許容率}$$

ト 年次契約変更補償料

ガス受託製造依頼者は、6（基本事項）(2)によりガス受託製造依頼者が年次契約を変更する場合、以下の算式により算定した各区分の変更補償料の合計額を当社に支払うものとしたします。

(イ) 各区分の増量変更補償料

$$\begin{aligned} \text{各区分の増量変更補償料 (円)} &= (\text{変更後指標による基本料金相当額の年次契約の契約期間合計額 (円)} \\ &\quad - \text{変更前指標による基本料金相当額の年次契約の契約期間合計額 (円)}) \\ &\quad \div \text{年次契約の契約期間月数 (月)} \times \\ &\quad \text{年次契約の契約開始月から当該変更日の属する月の前月までの月数 (月)} \end{aligned}$$

なお、ガス受託製造依頼者が、ハの契約時間最大気化量超過補償料またはニの契約時間最大払出量超過補償料を、既に当社に支払っている場合であつて、ガス受託製造依頼者が気化または加工の増量変更を行なったときは、当社は、契約時間最大気化量超過補償料または契約時間最大払出量超過補償料と、気化または加工の増量変更補償料との重複額、および変更後の気化または加工の基本料金相当額との重複額を、別途、年次契約に定める方法により、精算金として控除いたします。ただし、当該精算金には利息を付しません。

(ロ) 各区分の減量変更補償料

$$\begin{aligned} \text{各区分の減量変更補償料 (円)} &= (\text{変更前指標による基本料金相当額の年次契約の契約期間合計額 (円)} \\ &\quad - \text{変更後指標による基本料金相当額の年次契} \end{aligned}$$

約の契約期間合計額 (円)) ÷ 年次契約
の契約期間月数 (月) × 当該変更日の
属する月から年次契約の契約満了月ま
での月数 (月)

17 その他費用負担

- (1) LNG 船の入出港に必要な手続き, 官庁申請等の手配, LNG の通関, LNG の輸入に
関して発生する納税等に関する費用は, ガス受託製造依頼者の負担といたします。
その他, ガス受託製造依頼者の原因によって必要となる追加費用は, ガス受託製造
依頼者の負担といたします。
- (2) ガス受託製造にともなって必要となる以下の費用は, ガス受託製造依頼者の負
担といたします。なお, 詳細は当社と協議を行なったうえで, 当社が別途定めるも
のといたします。
- イ 熱量調整に必要となる LPG 費用
 - ロ 熱量調整設備停止時のバックアップ費用
 - ハ LNG 在庫の貸借および売買に関する費用
 - ニ その他, 協議において合意した費用

V 料金その他の算定および支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、15（ガス受託製造の開始）(1)に定めるガス受託製造の開始日から適用いたします。ただし、15（ガス受託製造の開始）(2)によりガス受託製造の開始日を変更した場合は、変更後のガス受託製造の開始日から適用いたします。

19 料金の算定期間等

(1) 料金の算定は、暦月を単位として行なうこととし、算定の対象となる期間（以下「算定期間」といいます。）は、原則として毎月1日の0時から当該月の末日の24時までといたします。ただし、ガス受託製造の開始日の属する月の算定期間は、開始日の0時から当該月の末日の24時までとし、基本料金の日割計算を行ないます。

なお、29（契約の期間満了、更新、変更および解約）(2)の解約を行なう場合、および6（基本事項）(2)の変更を行なう場合は、当該変更日の属する月の末日の24時までを算定期間とし、当該変更日の属する月の基本料金の日割計算は行ないません。

(2) この約款において、料金の単位およびその端数処理は、特に定めがない限り次のとおりといたします。

イ 料金を算定する場合における合計金額の単位は1円とし、小数点以下は切り捨てます。

ロ 消費税等相当額を加えて申し受ける場合は、消費税等相当額が課される額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、小数点以下はそれぞれ切り捨てます。

20 LNG およびガスの計量に関する事項

(1) 受入におけるLNGの受入量および性状は、独立検定機関が発行する証明書にもとづき確定するものといたします。また、払出量は、当社が使用する計量器の指示値または記録値を当社が確認することにより確定するものといたします。なお、詳

細は別途、年次契約に定めます。

- (2) LNG 船受け入れ回数は、LNG 船の着棧後、フランジングの完了を基準に確定するものといたします。
- (3) ガス受託製造依頼者の負担する熱量調整に必要な LPG 量の計量は、12 (ガス受託製造契約申込み後の協議事項) により、当社が定めた方法によるものとし、別途、年次契約に定めます。
- (4) ガス受託製造依頼者の LNG に起因するボイル・オフ・ガス量の計量は、12 (ガス受託製造契約申込み後の協議事項) により、当社が定めた方法によるものとし、別途、年次契約に定めます。

21 支払義務の発生および支払期日

- (1) ガス受託製造料金の支払義務は、算定期間の末日に発生し、当該料金の支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (2) 中途解約補償料の支払義務は、解約の日に発生し、当該補償料の支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (3) 契約時間最大気化量超過補償料、契約時間最大払出量超過補償料の支払義務は、算定期間の末日に発生し、当該料金の支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 計画 LNG 船受け入れ回数超過補償料および計画貯蔵量超過補償料の支払義務は、年次契約が満了する月の末日に発生し、当該料金の支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (5) 受払計画乖離補償料の支払義務は、原則として乖離が発生した月の翌月末日に発生し、当該料金の支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (6) 年次契約変更補償料の支払義務は、当該変更日の属する月の末日に発生し、当該料金の支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (7) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、

翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等によりガス受託製造依頼者から支払っていただきます。なお、支払いに要する費用は、ガス受託製造依頼者の負担といたします。
- (2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、ガス受託製造依頼者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金その他が支払期日までに支払われない場合には、ガス受託製造依頼者は、次に定める延滞利息を当社に支払うものといたします。

イ 支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金その他から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を当社に支払うものといたします。

ロ 延滞利息は、延滞利息の算定の対象となる料金その他とあわせて、ガス受託製造依頼者から当社に支払うものといたします。

23 保証金

当社が必要と認めるときには、ガス受託製造依頼者は、当社の指定する金額を保証金として当社に預けるものとします。なお、当社は保証金について利息を付しません。

VI ガス受託製造の実施

24 ガス受託製造の実施

- (1) ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造の実施に当たり、受入計画（翌3月間）、貯蔵計画（翌3月間、翌1週間、翌日）および払出計画（翌4月間、翌1週間、翌日）の見通しを当社所定の様式により、当社が別途指定する日時までに当社に通知していただきます。なお、当社は、ガス受託製造依頼者が通知した受入計画、貯蔵計画および払出計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- (2) (1)で通知した受入計画、貯蔵計画または払出計画の変更は、ガス受託製造依頼者と当社との協議のうえ、当社が当該計画に合意した場合に限り、これを変更できるものといたします。
- (3) ガス受託製造依頼者は、ガス受託製造依頼者のLNG船の動静について、当社が別途指定する連絡先および日時に通知していただきます。
- (4) ガス受託製造依頼者は、LNG船の着棧、受け入れ、荷役を実施する日の前後において、当社または荷役関係会社と実施する安全かつ円滑な荷役等のための会議に出席し、会議での決定事項を遵守していただきます。
- (5) ガス受託製造依頼者は、当社または荷役関係会社との間で、使用するLNG船の着離棧、受け入れ、荷役に関する詳細事項を協議し、必要に応じて契約を締結していただきます。
- (6) 当社が、ガス受託製造依頼者の受入、貯蔵、気化および加工の実績が年間計画に比べて不相当と認める場合には、ガス受託製造依頼者は、年間計画の遵守のために当社との協議に応じていただきます。

25 ガス受託製造等の制限または中止

当社は、次に該当すると判断する場合、ガス受託製造依頼者のLNG船の配船、着離棧、LNGの受入、貯蔵、気化、加工を制限または中止することがあります。その際は、あらかじめその旨をガス受託製造依頼者に通知いたします。ただし、緊急の場合は

この限りではありません。

- (1) 保安を確保するために必要がある場合
- (2) 災害その他の不可抗力による場合
- (3) LNG 基地の設備または当社の発電設備もしくは当社が電気またはガスを供給する相手方の設備等に故障が生じた場合または生じるおそれがある場合
- (4) LNG 基地の点検、修繕、変更その他工事施工のため必要がある場合
- (5) 電気およびガスの安定供給上必要な場合（当社、当社の関係会社、当社が電気またはガスを供給する相手方への供給上必要な場合を含みます。）
- (6) 一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者による託送供給の制限等により、ガス受託製造等の制限または中止が生じた場合
- (7) ガス受託製造依頼者が支払期日を経過してなお料金を支払わない場合
- (8) ガス受託製造依頼者がこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、設備工事費その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (9) ガス受託製造依頼者がこの約款またはガス受託製造契約に定める債務（LNG の性状を含みます。）を履行しない場合
- (10) 法令や監督官庁の要請（行政指導を含みます。）による場合
- (11) その他、当社が行なう事業の遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがある場合

26 ガス受託製造等の制限または中止の解除

- (1) 25（ガス受託製造等の制限または中止）にもとづき当社がガス受託製造等を制限または中止した場合であって、ガス受託製造等の制限または中止の事由が解消した場合は、当社はすみやかに制限または中止を解除いたします。
- (2) 当社は、ガス受託製造依頼者の責に帰すべき事由によるガス受託製造等の制限または中止の解除に要する費用を、ガス受託製造依頼者から申し受けます。

27 損害賠償の免責

25（ガス受託製造等の制限または中止）によるガス受託製造の制限，中止または29（契約の期間満了，更新，変更および解約）(2)による契約の解約にともない，ガス受託製造依頼者および第三者が損害を受けた場合は，当社はその賠償の責任を負わないものとしたします。また，当社のガス受託製造業務の遂行において，ガス受託製造依頼者が損害を受けた場合は，その損害が当社の責めとなる事由による場合を除き，当社は賠償の責めを負いません。

28 損害の賠償

ガス受託製造依頼者からのガス受託製造にともない，またはガス受託製造依頼者が基本契約，年次契約，またはガス受託製造契約に違反したことにより，当社に損害が生じた場合は，ガス受託製造依頼者は当社に損害（機会損失費用を含みます。）の賠償を行なうものとしたします。

Ⅶ 契約の変更および終了

29 契約の期間満了，更新，変更および解約

(1) 契約の期間満了，更新，変更

イ ガス受託製造依頼者は，基本契約の契約期間満了後も継続してガス受託製造を希望する場合は，Ⅲ（ガス受託製造に関する申込み）に準じて取り扱うことといたします。

ロ ガス受託製造依頼者は，契約期間中にガス受託製造契約の変更を希望する場合は，Ⅲ（ガス受託製造に関する申込み）に準じて取り扱うことといたします。
なお，ガス受託製造検討の申込みについては，当該契約の変更希望日の5月前までに行なっていただき，年次契約の期中変更については，契約期間を変えないものといたします。

ハ 当社が当社の設備を契約期間の満了時点の状態を引き続き使用する旨を通知した場合を除き，ガス受託製造依頼者は，原則として当社の設備の原状回復のための費用全額を負担するものといたします。

(2) 契約の解約

イ ガス受託製造依頼者は，契約期間満了前にガス受託製造の解約を希望する場合，解約希望日の3月前までに，当社に対して解約の申込みをしていただきます。ただし，ガス受託製造依頼者は，基本契約締結後，年次契約の締結に至らず基本契約の解約を希望する場合，すみやかに当社に対して解約の申込みをしていただきます。

ロ 当社は，ガス受託製造依頼者が次のいずれかに該当する場合には，ただちに基本契約，年次契約，またはガス受託製造契約を解約することができるものといたします。

(イ) ガス受託製造が基本事項に適合しなくなったとき

(ロ) 基本契約または年次契約で定める解約事由に該当するとき

(ハ) 破産，民事再生，会社更生または特別清算の法的整理手続き開始の申立て

受け、もしくは自ら申し立てたとき

(ニ) 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全命令の申立がなされたとき

(ホ) 強制執行の申立がなされたとき

(ヘ) 解散の決議がなされたとき

(ト) 事業の全部または重要な一部もしくはガス受託製造によるガス小売事業の譲渡・分割または廃止の決議がなされたとき

(チ) 自ら振出し、引受け、または裏書きした手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、その他支払いが停止されたとき

(リ) ガス受託製造依頼者の責に帰すべき事由により 25 (ガス受託製造等の制限または中止) のガス受託製造等の制限または中止を行なった場合に、ガス受託製造依頼者が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しないとき

(ヌ) その他ガス受託製造の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき

ハ ガス受託製造依頼者は、契約解約時に当社に対して負担すべき債務がある場合は、ただちに債務を弁済するものといたします。また、ガス受託製造契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、基本契約、年次契約、またはガス受託製造契約の終了によっては消滅いたしません。

ニ 当社が当社の設備を契約解約時点の状態を引き続き使用する旨を通知した場合を除き、ガス受託製造依頼者は、原則として当社の設備の原状回復のための費用全額を負担するものといたします。

ホ ガス受託製造依頼者が基本契約または年次契約のいずれか一方を解約した場合、当該解約時点で、他方の契約も解約されたものとみなします。

(3) 契約期間満了および解約後の協議事項

契約期間満了または契約解約時点において、ガス受託製造依頼者の LNG 在庫が残っている場合 (残ることが予見される場合を含みます。)、すみやかにこの処理に係る事項を双方協議のうえ、当社が定める方法において処理するものといたします。

30 権利譲渡等の禁止

ガス受託製造依頼者および当社は、基本契約、年次契約、またはガス受託製造契約にもとづき発生する権利および義務について、第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものといたします。

VIII 工事費の負担

31 設備工事費の負担

ガス受託製造依頼者からのガス受託製造により、当社に設備の新設や変更、撤去等が発生した場合には、ガス受託製造依頼者に当該費用に消費税等相当額を加えた費用を負担していただきます。

上記により新たに設置または廃止する設備等については、当社が一切の施工、維持および管理をいたします。また、新たに設置した設備等に関する所有権は、当社に帰属いたします。

区 保 安

32 保 安

別に合意する場合を除き、保安責任の分界点は受入地点および払出地点といたします。

33 危 険 負 担

受入地点以前の LNG および払出地点以降のガスについては、ガス受託製造依頼者が危険負担を負うものといたします。また、受入地点から払出地点までの LNG またはガスについては、当社が危険負担を負うものといたします。

X 情報の取扱い

34 情報の取扱い

- (1) 当社は、ガス受託製造依頼者から提供を受けた情報について、当該ガス受託製造の目的以外には使用いたしません。
- (2) 当社は、ガス受託製造依頼者から提供を受けた情報について、事前の承諾無く第三者に開示いたしません。ただし、既存ガス受託製造依頼者またはガス受託製造検討に必要な関係者が存在する場合には、既存ガス受託製造依頼者またはガス受託製造検討に必要な関係者に、情報の目的外利用の禁止を含む守秘義務契約を締結のうえ、情報を開示する場合があります。
- (3) 基本契約の締結に至った場合、当社は、契約締結から一定期間を経た後、ガス受託製造依頼者の事前の承諾を得たうえで、主な契約条件（取引数量、利用期間等）を公表することができるものといたします。
- (4) ガス受託製造依頼者は、当社から提供を受けた情報について、事前の承諾無く第三者に開示することはできません。また、当該ガス受託製造の準備目的以外に使用してはなりません。
- (5) 本規定にかかわらず、当社は公的機関から法令等にもとづいて要請があった場合、情報を開示する場合があります。

XI 申込みおよび問い合わせ窓口

35 ガス受託製造の申込みおよび問い合わせ窓口

関西電力株式会社 火力事業本部 ガス受託製造窓口

住 所 〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

電 話 080-6198-1692

F A X 06-6444-8527

附 則

附 則

1 実施期日

この約款は、2023年 7月 1日から実施します。

別 表

別 表

1 受入可能と見込まれる LNG の品質

受入可能と見込まれる LNG の品質は，次のとおりといたします。

メ タ ン	Vol%	89.2 ～ 96.5
全 硫 黄	mg/m ³ N	5.0 未満
硫 化 水 素	mg/m ³ N	1.0 以下
水 素	Vol%	4.0 以下
一酸化炭素	Vol%	0.05 以下
酸 素	Vol%	0.01 以下
窒 素	Vol%	1.0 以下
二酸化炭素	Vol%	0.5 以下
発 熱 量	MJ/m ³ N	41.0 ～ 45.0
そ の 他		固形またはその他の不純物および 異物を含まないこと。